

令和 2 年度

隨時監査(工事監査)報告書

清瀬市新庁舎建設工事

清瀬市監査委員

令和2年度 随時監査（工事監査）報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

第2 監査の対象工事、対象部署及び監査期間

- 1 対象工事 清瀬市新庁舎建設工事
- 2 対象部署 企画部新庁舎建設室及び総務部総務課
- 3 監査期間 令和2年9月14日から令和3年1月29日まで

第3 監査の基準

清瀬市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠

第4 監査の着眼点及び実施内容

監査の実施にあたっては、当該工事の計画、設計、積算、契約及び施工等が法令に適合し、適正に執行されているかどうかを主眼とし、書類調査並びに関係職員、設計・工事関係者からの事情聴取及び現地調査の方法により行った。

なお、技術的な事項については、「特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム」に技術調査を委託した。

第5 監査の実施場所及び実施日

- 1 実施場所 清瀬市役所本庁舎第2委員会室、清瀬市新庁舎建設工事現場及び工事現場事務所
- 2 実施日 令和2年11月25日

第6 工事の概要

- 1 工事件名 清瀬市新庁舎建設工事
- 2 工事場所 清瀬市中里五丁目842番地
- 3 構造 鉄筋コンクリート造、免震構造
地下1階地上4階
- 4 規模 建築面積 敷地全体 4,003.56㎡
うち新庁舎部分 2,436.23㎡
延床面積 敷地全体 13,601.46㎡

うち新庁舎部分 10,401.51㎡

5 契約金額 4,626,720,000円(消費税込)

6 工期 平成31年3月29日から令和4年2月28日まで

7 施工業者 株式会社大林組 東京本店

8 設計業者 株式会社大建設 東京事務所

※ 契約金額及び工期については、現庁舎解体工事、外構整備工事等を含む

第7 監査の結果(新庁舎建設工事)

書類審査及び現地調査の結果、監査時点における当該工事の計画、設計、契約及び施工等は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、技術調査を委託した特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムから提出された「工事監査に係る技術調査報告書」における総合評価の概要は、以下のとおりであった。

1 計画

本事業は上位計画により位置づけられ、工事の必要性も確認した。庁内、議会、市民参加の手続きを経た計画策定方法、安全性が確保された安全・安心な庁舎づくりとの方針で、合理的かつ効率的な庁舎づくり及び誇りと愛着を持てる庁舎づくりといった目標が達成されており適切である。

2 設計

新庁舎は、災害応急対策活動の中核となる施設であるため、構造体「I類」、建築非構造部分「A類」、建築設備「甲類」に相当する性能を持たせる設計とした。それぞれの性能は、庁舎施設の総合耐震計画基準における最も高い基準に適合したものである。

基本設計及び実施設計はそれぞれの段階で検討すべき内容が十分に確認され、記載されている。全体として適切である。

3 積算

積算は、見積徴取から積算金額の決定までを確認した。積算の方法、内容は全体として適切である。

4 入札・契約

設計事務所等の選定に当たっては、基本計画の選定を指名型プロポーザル方式、基本・実施設計を公募型プロポーザル方式、また、建築工事における業者選定では制限付一般競争入札(総合評価方式)を採用するなど入札及び契約事

務は全体として適切である。

5 工事監理

工事監理は、業務実施計画書に基づき実施され、工事監理月報、工事の立会写真の記録等を確認した。工事監理は全体として適切である。

6 施工・施工管理

施工は、法令を遵守して設計図書に基づいて行われている。進捗はほぼ工程通りで、現場における安全管理、届出手続等も含め全体として適切である。